

## 独立行政法人海技教育機構 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動期間 平成 23 年 8 月 15 日～平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年 8 ヶ月間

2. 内容

目標 1：育児・介護休業者に関する労働法令及び機構の関係制度の周知

<対策>

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 65 号）による育児・介護休業制度に関する改正及びそれに伴う機構の関係制度について、その周知の徹底を図る。

目標 2：休暇の取得の促進及び超過勤務の縮減

<対策>

- 夏季及び年末年始期間における休暇計画表の作成、文書又はメール等により計画的な休暇取得を呼びかけ、ゴールデンウィーク・夏季・年末年始等における長期休暇取得を促進する。
- 所定外労働時間の削減及び育児時間の確保のため、定時退勤に努めるよう勧奨する。
- 管理職員による超過勤務に係る業務内容の把握、超過勤務縮減のための各職員の意識の醸成